

性に関する指導経験と課題および妊孕性教育の可能性： 高校養護教諭へのインタビュー

秋月百合*・池田かれん**・田崎花成子***

Experiences and perceptions of sexuality education, and attitudes toward fertility education : Interviews with high school *Yogo* teachers

Yuri Akizuki, Karen Ikeda, Hanako Tasaki

(Received September 30, 2021)

抄録

【目的】本研究では、高等学校に勤務する養護教諭の性に関する指導経験と高校生への性に関する課題の認識、妊孕性教育の経験と可能性の認識について、質的記述的に明らかにすることを目的とする。【方法】2019年9～10月、機縁法により高等学校に勤務する養護教諭3名に対し、1～1時間半の半構造化面接を行った。口述内容はKJ法により分析した。【結果】高校養護教諭の性に関する指導の経験と課題として、【月経】【妊娠・出産】【性被害】【性別違和】【男子生徒の性に関する相談】の大カテゴリーが抽出された。妊孕性教育の経験については『減量中の女子への指導』『月経不順の生徒への指導』『摂食障害の生徒への指導』『不特定多数との性的関係を持つ生徒への指導』のカテゴリーが、妊孕性教育の可能性の認識としては、『将来の幸せな家族形成のためのライフデザインを検討させる中で妊孕性の知識を教える』『修学旅行前の月経指導のタイミングで妊孕性を取り入れる可能性がある』が抽出された。【結論】高校養護教諭の性に関する指導経験および課題として5つの概念が、妊孕性教育の経験として4つ、その可能性として2つの概念が明らかになった。高等学校における性に関する指導において、これらの結果を一資料として活かすことで、長期的視点から若者のリプロダクティブヘルスの維持向上に少しでも寄与できることを期待する。

キーワード：性に関する指導、妊孕性教育、高等学校、養護教諭

緒言

2017年に実施された第8回「青少年の性行動全国調査」¹⁾によると、若者の性交経験率は、第6・7回と比較し減少傾向にあり、性行動の分極化・複雑化が指摘されている。一方、昨今の若者の性に関する課題として、インターネットやスマートフォンの普及による誤った性情報の氾濫、性被害、いまだ一定数を保っている人工妊娠中絶や性感染症の罹患等がある^{2) 3) 4)}。

人口動態統計⁵⁾によると、10代の母親から生まれた子の数は2018年8,778件、そのうち15歳未満は37件とどちらも減少傾向にあるものの、文部科学省の調査⁶⁾では、2015～2016年度の2年間で把握された高校女子生徒の妊娠は2,098件であり、そのうち

32件は学校の勧めにより自主退学を余儀なくされていた。

若者たちが望む人生の自己実現を果たすために、とりわけ、予期せぬ妊娠や人工妊娠中絶を避け、将来希望するタイミングでの妊娠出産を可能にするためには、妊孕性や生殖に関する基本的知識を持つことが重要事項の一つとして挙げられる。しかし、内閣府の「妊娠出産に関する意識調査」⁷⁾結果では、若者の妊孕性や生殖の基本的知識は十分とは言えない。

本研究では、高等学校に勤務する養護教諭（以下、高校養護教諭）の性に関する指導経験と高校生への性に関する課題の認識、妊孕性教育の経験と可能性の認識について質的記述的に明らかにするために、高校養護教諭へのインタビュー調査を実施したので報告する。

* 熊本大学生命科学研究部、教育学部養護教諭養成課程

** 大津町立室小学校

*** 雲仙市立大正小学校

研究方法

1. 研究の種類

半構造化面接による質的記述的研究である。

2. 研究対象

機縁法により、熊本県内の高等学校に勤務する養護教諭3名を対象とした。

3. インタビュー期間

2019年9月～11月にインタビューを行った。

4. インタビュー内容

1) 基本的属性

年齢、高等学校勤務年数等について、基礎情報用紙を用いて尋ねた。

2) 性に関する指導の経験と課題の認識

普段、生徒に対してどのような性に関する指導を行っているか、現状だけでなく、過去に遡って尋ねた。また、昨今の高校生の性の課題や指導上の課題についても尋ねた。

3) 妊孕性に関する知識教育の経験と可能性の意識

まず、妊孕性に関する知識教育の必要性の認識、経験の有無について尋ねた。指導経験がある場合は行った内容・方法について、経験がない場合は高校生に対する妊孕性の知識教育の可能性について尋ねた。

5. 依頼と同意取得方法

調査の協力を得るにあたり、まず、調査概要を記した書類を電子メールで送付し、調査への協力を依頼した。調査の内諾が得られた後、インタビューの実施日、場所を決定した。インタビュー当日に、資料を用いて研究テーマ、研究の目的・意義・方法、倫理的配慮の説明を行った。その後研究協力の同意書および基礎情報用紙に記入してもらった。

6. 分析方法

ICレコーダーに録音したインタビュー内容を文字に起こし、逐語録を作成した。逐語録は繰り返し読み込んだ。協力者の発言の内容を意味のまとまりごとに要約し、付箋に記した。KJ法を用いて類似した内容の付箋同士を集め、カテゴリーを作成した。分析は2名の研究者で行い、研究指導教員よりスーパーバイズを受けることで分析結果の妥当性の確保に努めた。さらに、インタビューイーに結果を見てもらい、発言の趣旨等に誤りがないか確認してもらった。

7. 倫理的配慮

インタビューへの協力については拒否ができ、同意後であっても協力を辞退することができること、参加の有無により不利益を被ることはないこと、答えたくない内容に関しては答えなくても構わないこと、インタビュー終了後に回答した内容を撤回、削除できるこ

と等説明した。インタビュー内容はICレコーダーに録音し逐語録を作成するが、録音されたデータおよび逐語記録に関しては厳重に保管し、研究終了時にデータを削除することを約束した。さらに、結果を公表する際、誰がどのような口述をしたのか漏洩することのないよう守秘義務を遵守することを約束した。

結果

1. 対象者の属性・特性

対象者は高等学校における養護教諭3名で、高等学校勤務年数は、3名とも20年以上であった。

2. 性に関する指導の経験と課題の認識

性に関する指導の経験と課題の認識の結果を表1～5に示す。なお、本文中の【 】は大カテゴリーを、『 』はカテゴリーを、「 」には経験と課題の具体的内容を示す。

本研究において、養護教諭の高等学校における性に関する指導の経験と課題の認識として、【月経】【妊娠・出産】【性被害】【性別違和】【男子生徒の性に関する相談】の5つの大カテゴリーが抽出された。

まず、【月経】(表1)には、カテゴリー『月経不順への対応』『月経痛への対応』が含まれた。前者の具体的な指導経験として、「月経不順を訴える生徒には、月経が来ない期間を尋ね、3ヶ月以上月経がない生徒には産婦人科の受診を勧めている」「月経不順が何を意味するのか、可能性としてどのようなことが考えられるのか話をする」「過度なダイエットをしている生徒には、卵巣の機能低下の可能性を挙げ、将来の妊娠への悪影響について等、ダイエットの危険性についても話をする」「月経不順の相談のあった生徒に受診を勧めたところ、多嚢胞性卵巣症候群であると診断され、治療を開始したことがある」といった内容が含まれた。後者では、「月経痛での来室があった際は、痛みの程度や頻度についての聞き取りを行い、対処法や産婦人科受診の必要性について話をしている」「月経周期や月経痛の発生機序、基礎体温についての指導もしている」「温罨法や市販薬の服用でコントロールしている生徒が多いが、学校生活に支障をきたすような強い症状がある生徒には、病院受診を勧めている」等が語られた。

これらの経験から認識される指導上の課題や高校生徒の性の課題として、「産婦人科の受診には女性の保護者が付き添うことが望ましいが、家庭内に女性がおらず、病院受診が難しい生徒もいる」「産婦人科受診では内診に対する不安があるために、受診したがない生徒がいる」「月経不順がある場合は妊娠に気がつきにくく、気付いた時には妊娠週数が進んでいたり、人

表 1. 性に関する指導経験と課題【月経】

カテゴリー	指導対象と内容
月経不順への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・月経不順を訴える生徒には、月経が来ない期間を尋ね、3か月以上月経がない生徒に対しては産婦人科の受診を勧めている。 ・月経が不順であるということから、それが何を意味するのか、可能性としてどのようなことが考えられるのか話をする。 ・過度なダイエットをしている生徒には、卵巣の機能低下の可能性を挙げ、将来の妊娠への悪影響について等、ダイエットの危険性についても話をする。 ・外部講師による性教育講演会の後、不安に思った生徒から月経不順の相談があった。産婦人科の受診を勧め受診したところ、多嚢胞性卵巣症候群であることがわかり治療を開始し、月経が順調となった。
月経痛への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・月経痛で来室があった場合、痛みの程度や頻度について聞き取りを行い、その後、対処法や産婦人科受診の必要性について話をしている。 ・月経周期や月経痛の発生機序、基礎体温について指導もする。 ・温罨法の使用や市販薬の服用で軽減できる生徒が多いが、学校生活に支障をきたす強い症状がある生徒には病院受診を勧めている。その結果、症状が改善したこともある。



認識する課題
<ul style="list-style-type: none"> ・病院受診に関しては、女性の保護者が付き添うことが望ましいが、家庭内に女性がおらず、病院受診が難しい生徒もいる。 ・産婦人科受診での内診に対する不安があるために、受診したがない生徒がいる。 ・月経不順である場合、妊娠したことに気づき難く、妊娠週数が進んでいたり、人工妊娠中絶が難しい時期になったりしている場合もある。 ・学力によって違いがあり（特に不登校の場合は学べる機会がないので学力が低下する）、保健体育の授業で月経周期や排卵について学習したことが身につけていない生徒もいる。また、それらの知識について、養護教諭が生徒の理解度・実践度を把握しにくい状況にある。

工妊娠中絶が難しい時期であったりする場合もある」 「学力によって違いがあり、保健体育の授業で月経周期や排卵について学習したことが身につけていない生徒もいる。また、それらの知識について、養護教諭が生徒の理解度・実践度を把握しにくい状況にある」が挙げられた。

【妊娠・出産】(表2)の大カテゴリーには、『本人および周囲の妊娠の受容への対応』『妊娠に伴う学業の継続の問題』『愛情規範が確立されていない生徒への対応』の3つのカテゴリーが含まれた。一つ目の具体的経験内容として、「養護教諭が複数回にわたって本人と話をし、保護者に伝えることができるよう促した」「(相手男性が)妊娠を認めてくれず、話し合いの場が持てずに困っている女子生徒の保護者の対応をした」が該当した。これらの経験から認識された課題として、近年は「お腹が大きくなったのに(妊娠に)気付かなかつた、気付いていたが誰にも相談できなかった、支えてくれる人が周囲にいなかった等の理由で、養護教諭に相談があったときには人工妊娠中絶が難しい時期に入っていることが多い」という声が聞かれた。二つ目のカテゴリーには、「高校在学中に妊娠した生徒がいた。本人と保護者が学業の継続を強く希望したため、学校では必要な支援を行った。支援会議などを通して、多くの配慮が行われ、卒業することができた」「妊娠が発覚した女子生徒が出産のために退学したた

め、相手の男子生徒の学業継続についても検討した」「女子生徒が養護教諭へ個人的に相談し、妊娠がわかった。本人が卒業を強く希望しており、学校としての対応に苦慮した」等が挙げられた。また、認識された課題として、「文部科学省より、妊娠した生徒が安易に退学をしないような配慮を学校に求める通知があるが、現実的には実現が難しい面が多いのではないか」という意見があった。三つ目のカテゴリーには、「早く自分の家族(子ども)が欲しく、不特定多数と性的関係を持ったが妊娠しないという相談があった。自分一人の子どもが欲しいという気持ちだけでは子どもは育てられないこと、性感染症のリスク等について指導した」といった経験が該当した。課題として、「昔は、産む決断をしてもしっかりと育てることができる生徒が多かった。しかし、近年は、子どもは可愛らしいと思うが、養育する力が不足したまま親になってしまう生徒が多いように感じる」「自分が育った環境で十分な愛情を受けることができず、家族形成に関して偏った考えを持つ生徒がいる」という意見が挙げられた。

【性被害】(表3)は、『性被害と妊娠』『性被害に遭っている自覚が乏しい生徒への対応』の2つのカテゴリーが含まれた。まず性被害の状況として、「性被害の相談は30年ぐらい前からある。顔見知りの男の子に乱暴されたり、被害に遭ったりすることが度々あった。生徒たちは親には話せず、養護教諭に相談するこ

表2. 性に関する指導経験と課題【妊娠・出産】

カテゴリー	指導対象と内容
本人および周囲の妊娠の受容への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・本人が妊娠したということを保護者に伝えるまでに時間がかかる場合がある。養護教諭が本人に複数回にわたり話をし、自分で伝えられるように促し、保護者に伝えることができたこともある。 ・相手男性が妊娠を認めてくれず、話し合いの場を持たずに困っている妊娠した女子生徒の保護者からの相談に対応したこともある。
妊娠に伴う学業の継続の問題	<ul style="list-style-type: none"> ・在学中に妊娠した生徒と保護者が学業の継続を強く希望したため、学校と本人・保護者と繰り返し話し合いを行い、希望が叶うよう調整した。SSWにも入ってもらいながらサポートを行い、養護教諭としては体調の変化への対応や緊急時対応の体制作りなどを行った。 ・妊娠した女子生徒が出産のため退学したため、相手の男子生徒の学業の継続について検討した。 ・女子生徒が養護教諭へ個人的に相談をし、妊娠がわかった。本人が卒業を強く希望しており、学校としての対応に苦慮した。
愛情規範が形成されていない生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・早く自分の家族（子ども）が欲しく、不特定多数と性的関係を持ったが妊娠しないという相談があった。自分一人の欲しいという気持ちでは子供は育てられないということ、性感染症のリスク等について指導を行った。性感染症等による不妊も視野に入れ、保護者に産婦人科受診を勧めた。



認識する課題

<ul style="list-style-type: none"> ・近年、お腹が大きくなったのに気付かなかった、気づいていたが相談できなかった、支えてくれる人が周囲にいなかった等の理由で、妊娠週数が進んだ時期での養護教諭への相談が増えている。 ・文部科学省より、妊娠した生徒が安易に退学しないよう配慮することを求める通知があるが、現実的には実感が難しい面が多いのではないかと。 ・昔は、産む決断をしてもしっかりと育てることができる生徒が多かったと思う。しかし近年は、子どもは可愛いと思うが、養育する力が不足したまま親になってしまう生徒が多いように感じる。 ・自分が育った環境で十分な愛情を受けることができず、家族形成に関して偏った考えを持つ生徒がいる。
--

表3. 性に関する指導経験と課題【性被害】

カテゴリー	指導対象と内容
性被害と妊娠	<ul style="list-style-type: none"> ・性被害の相談を受け、保護者と警察に連絡をとり、産婦人科で緊急避妊薬を処方してもらい、妊娠を避けることができた。 ・性被害にあった生徒に対し、産婦人科を受診して緊急避妊薬を処方してもらうよう指導したが、服用したものの妊娠を避けることができなかったこともある。
性被害の被害に遭っている自覚が乏しい生徒への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間外出先で男性に声を掛けられ、どこかへ連れていかれ、性被害の被害に遭った生徒がいた。本人は傷ついているものの仕方ないと思っており、性被害の自覚がなかった。 ・SNSで知り合った男性とデートし、性行為をした後に音信不通になってしまう場合がある。男性は交通費をかけて女子に会いに来るが、金銭が発生しない形で性行為がしたかっただけで、生徒本人は（相手男性が）自分を必要としてくれていると感じ、性被害の自覚がないため、人間関係や愛の概念について話をした。



認識する課題

<ul style="list-style-type: none"> ・保健室への相談があまりないだけで、実際に性被害に遭っている生徒は存在しており、性被害は身近にあると思っておくべきと思う。性被害に遭った本人はなかなか声を上げられない。学校で性被害の予防や対処法について指導するべきなのだろうか。 ・愛情規範がなく、性行為をスポーツ感覚で行っている生徒が増えているのではないかと。 ・再婚による家庭内の性的虐待にも注意するべきである。

とが多い”という声があった。『性被害と妊娠』には「性被害の相談を受けた。保護者と警察に連絡をし、産婦人科で緊急避妊薬を処方してもらい、避妊することができた」「性被害にあった生徒に対し、産婦人科で緊急避妊薬を処方してもらい服用したものの妊娠を避けることができなかった」といった経験が該当した。『性

被害に遭っている自覚が乏しい生徒への対応』では、「外出先で声をかけられ、知り合いかと思いついていったところ、どこかへ連れて行かれ、性被害に遭った生徒がいた。本人は傷ついているものの仕方ないと思っており、性被害の自覚がなかった」「SNSで知り合った男性とデートし、性行為をした後に音信不通になる

ケースがある。男性は交通費をかけて会いに來ただけで、金銭が発生しない形で性行為がしたいだけ。しかし本人は自分を必要としてくれていると感じ、性被害の自覚がない。人間関係や愛の概念について話をした」が該当した。認識された課題としては「性被害は身近にあると思っておくべきである。保健室への相談があまりないだけで、実際に被害に遭っている生徒は存在している。性被害に遭った本人はなかなか声を挙げられない。学校でも、性被害の予防や対処法について指導するべきなのか」「恋愛感情がないまま性交渉に及ぶのはよくない。スポーツ感覚ようになってしまい、恋愛感情がなくても何の抵抗もなく性交渉に応じることができるようになる。援助交際も同様である」等が挙げられた。

【性別違和】(表4)では、『性自認に関する相談の増加』というカテゴリーが該当し、「LGBTがクローズアップされるようになってから、自己否定から性の違和感を持ち相談してくる生徒が増えたように感じる。長期的スパンで考え、じっくり精査して、本当に必要な生徒には受診を勧めている」との経験が語られ

た。それに伴い「高校生の段階で性の違和感を持っていても、それが本当なのか見極めは難しい。養護教諭は惑わされずじっくり精査していく必要がある」といった課題の認識が語られた。

【男子生徒の性に関する相談】(表5)では、「性交の方法に関する相談(性交の仕方がわからない、教えてくれる人が周りにいない)」「包茎や男性外性器の形状等に関する相談への対応として、男性の先生に相談するよう指導する」が該当した。

その他、表には示していないが、カテゴリーに属さない課題の認識として、「月経の周期さえ知らない、排卵が起きているのかさえわからないのに性行動に走るといふ生徒が多い。授業で学習しているはずだが、生徒たちはどれくらい習得できているのか、理解しているのかが見えてこない。学力に応じて理解に差があるのかもしれない」「養護教諭への性に関する相談が減少していることが課題と感じる。以前は妊娠に関する相談があったりした。インターネットやSNSで検索したり、相談したりしているのではないか」等が挙げられた。

表4. 性に関する指導経験と課題【性別違和】

カテゴリー	指導対象と指導内容
性自認に関する相談の増加	LGBTがクローズアップされるようになってから、自己否定から性の違和感を持ち相談してくる生徒が増えたように感じる。長期的スパンで考え、本当に必要な生徒には受診を勧めている。
↓	
認識する課題	
高校生の発達段階で性の違和感を持っていても、それが本当なのかどうかの見極めは難しい。養護教諭は惑わされずじっくり精査していく必要がある。	

表5. 性に関する指導経験【男子生徒の性に関する相談】

指導対象と指導内容
・性交に関する相談(性交の仕方がわからない、教えてくれる人が周りにいない)があった。 ・包茎など外性器に関する相談があったが、男性の先生に相談するよう指導している。

3. 妊孕性教育の経験と可能性

妊孕性教育の経験と可能性の分析結果を表6・7に示す。なお、本文中のカテゴリーは『 』、経験と可能性の具体的内容は「 」で示す。

まず、妊孕性に関する教育の経験(表6)として、『減量中の女子への指導』『月経不順の生徒への指導』『摂食障害の生徒への指導』『不特定多数の性的関係を持つ生徒への指導』の4つのカテゴリーが含まれた。具体的内容としては、先述した性に関する指導経験における【月経】【妊娠・出産】と重なる口述もある。『減量中の女子への指導』の経験内容として「格闘競技をしている減量中の女子が絶食をした結果、月経が止

まってしまった。また、本人も月経が止まることを当たり前だと思っており気にしていなかった。月経が止まるとはどういうことを意味するのか、またどのようなリスクがあるのか指導を行った」「特に肥満ではない女子生徒がダイエットをしていることが多い。4kg以上減量すると生理が止まる可能性を説明し、定期的に月経が来ているのか確認している。また、月経不順が続くと不妊に繋がることも伝えている」「過度なダイエットをしている生徒には、将来の妊娠に影響することもあるとダイエットの危険性について話をした。月経が不順であるということから可能性としてどのようなことが考えられるのか話をした」が挙げられた。

『月経不順の生徒への指導』では「月経不順を訴える生徒には、月経が来ない期間を聞き、3か月以上月経がない生徒に対しては産婦人科の受診を勧めている」といった経験が含まれた。『摂食障害の生徒への指導』では、「摂食障害の生徒には妊孕性についても気を付けて指導をする。月経周期など様々な話をしている」が挙げられた。『不特定多数の性的関係を持っている生徒への指導』では、先述したエピソードであるが「自分の子どもが欲しいという願望だけでは子どもを産み育てることは難しいこと、整った養育環境が必要であること、性感染症のリスクとして不妊症があることを指導した」という経験が含まれた。

妊孕性教育の可能性(表7)として、『将来の幸せな家族形成のためのライフデザインを検討させる中で、妊孕性の知識を教えることが可能である』『修学旅行前の月経指導のタイミングで妊孕性を取り入れる可能性がある』の2つが挙げられた。前者の具体的内

容として、「家庭での愛情が乏しいと思われる生徒は、自分の家庭を早く持ちたがる傾向にある。しかし、自分の将来と照らし合わせて人生設計を行う必要がある。その方法や知識を生徒に学ばせる必要がある」「進学校の生徒たちは自分のやりたいことが一段落してから、家庭について考えるのではないか。妊孕性についてもっと早く知っておけばよかったという人は多いのではないか」「定時制高校の場合、幸せな家庭モデルがない生徒が多い。生徒たちには幸せな家庭を作っていってほしい。家庭モデルを考えていく中で妊孕性に関する教育ができるのではないか」という意見が挙げられた。後者のカテゴリーには、「修学旅行前の事前指導時に、月経について養護教諭から話をする機会がある。現在は、月経周期の数え方について指導を行っているが、妊孕性についての指導も加えていきたい」との声があった。

表6. 妊孕性教育の経験

カテゴリー	具体的内容
減量中の女子への指導	<ul style="list-style-type: none"> 格闘競技をしていて減量中の女子が絶食をした結果月経が止まってしまった。また、本人も月経が止まることを当たり前だと思っており気にしていなかった。月経が止まるとはどういうことか、またどのようなリスクがあるのか指導を行った。 特に太っていない女子生徒がダイエットをしていることが多い。4kg以上減量すると月経が止まる可能性を説明し、きちんと月経が来ているのか確認している。また、月経不順が続くと不妊に繋がることも伝えている。 過度なダイエットをしている生徒には、将来の妊娠に影響することもあること等ダイエットの危険性についても話をする。
月経不順の生徒への指導	<ul style="list-style-type: none"> 月経不順を訴える生徒で3か月以上月経がない生徒に対しては産婦人科の受診を勧めている。また、月経が不順であるということから、可能性としてどのようなことが考えられるのかといった話をする。
摂食障害の生徒への指導	<ul style="list-style-type: none"> 摂食障害の生徒には妊孕性についても気を付けて指導をする。月経周期など様々な話をしている。
不特定多数との性的関係を持っている生徒への指導	<ul style="list-style-type: none"> 子供(家族)が欲しくて不特定多数との性的関係を持ったが妊娠しないという相談があった。自分1人のほしいという気持ちだけでは子供を産み育てることは難しく、整った養育環境が必要であることと、性感染症のリスクについて指導を行った。

表7. 妊孕性教育の可能性

カテゴリー	具体的内容
将来の幸せな家族形成のためのライフデザインを検討させる中で妊孕性の知識を教える	<ul style="list-style-type: none"> 家庭での愛情が乏しい生徒は、自分の家庭を早く持ちたがる傾向にある。しかし、自分のやりたいことと照らし合わせて人生設計を行う必要がある。その方法や知識を生徒に学ばせる必要がある 進学校の生徒たちは、自分のやりたいことが一段落してから家庭について考えるのではないか。妊孕性について「もっと早く知っておけばよかった」という人は多いのではないか。 定時制高校の場合、幸せな家庭モデルがない生徒が多い。生徒たちには幸せな家庭を作っていってほしい。家庭モデルを考えていく中で妊孕性に関する教育ができるのではないか。
修学旅行前の月経指導のタイミングで妊孕性を取り入れる可能性がある	<ul style="list-style-type: none"> 修学旅行前の事前指導時に、月経について養護教諭から話をする機会がある。現在は、月経周期の数え方について指導を行っているが、妊孕性についての指導も加えていきたい。

考察

本研究では、高等学校に勤務する養護教諭の性に關する指導の経験と課題の認識、妊孕性教育の経験と可能性の認識について、質的記述的に明らかにした。本結果について以下に考察していく。

1. 高校養護教諭の性に関する指導経験と課題の認識

本結果として、【月経】【妊娠・出産】【性被害】【性別違和】【男子生徒の性に関する指導】の5つが挙げられた。【月経】では、月経不順や月経痛に対する指導を対象者全員が経験していた。月経不順は、卵巣機能を含め女性の内分泌系等のなんらかの問題を示すサインであり、将来の妊娠出産に悪影響を与える可能性もあることから、産婦人科の受診を勧めるだけではなく、月経不順がもたらす意味、将来の健康リスクについて指導されていた。しかし、内診への不安や付き添ってくれる女性の保護者がいないために産婦人科へ足を運べない生徒がいることが明らかになった。特に男性医師による産婦人科的診察は、外来女性患者の抵抗感、羞恥心が高い⁸⁾。しかし産婦人科の診察は必ずしも内診を伴うわけではない。医師に内診を希望しない旨を伝えることで、代替策で対応してもらえることもある。産婦人科での診察の流れについて女子生徒に指導すること、特に内診を希望しない場合は事前に伝えておくこと、保護者ではなくとも必要な際付き添ってもらえる信頼できる大人が誰であるか普段から考えておくよう指導することも有効ではないだろうか。

平成30年、文部科学省より「公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について」⁹⁾が通知された。その中で、「妊娠した生徒に学業継続の意思がある場合は、教育的な指導を行いつつ、安易に退学処分や事実上の退学勧告等の対処は行わない対応も十分考えられること、また、当該生徒の希望に応じ、当該学校で学業を継続することのほか、学業の継続を前提として、転学、休学又は全日制から定時制・通信制への転籍を支援することも考えられること(抜粋)」が示されている。先行研究¹⁰⁾では、学業を継続しながら出産し卒業した事例、退学した事例、一端退学し復学した事例等様々なケースがあるようだ。本研究では、【妊娠・出産】に関する指導経験がすべての対象者から語られたものの、妊娠した女子生徒が出産を理由に退学したため公平性を考慮し相手の男子生徒の自主退学を検討した例や、妊娠した女子生徒が卒業を強く希望し学校としての対応に苦慮した例があり、妊娠した生徒が学業を継続しながら妊娠・出産することへ

の学校の支援は容易ではなく、現実的に難しい面があることが示唆された。一方で、妊娠した女子生徒とその保護者が学業継続を強く望んだため、学校全体で話し合いを持ち、学業を継続しながら出産できるよう、スクールソーシャルワーカーを含め支援した例もあった。その中で養護教諭は、妊娠した生徒の体調変化への対応や緊急時の対応に関する体制作り等の役割を担っていた。教職員や保護者の理解と協力の下支援体制が整えば、出産を前提とした学業の継続が可能であることが示唆された。生徒の妊娠出産と学業の両立は、本人が望むのであれば支援されることが望ましい。しかし実現するには、生徒を取り巻く様々な状況(学年、出産予定時期、普段の学校生活の様子、周囲のサポート状況、将来の就業希望、パートナーの年齢、妊娠出産育児への態度や就学・就業の有無等)をアセスメントし、取り巻く周囲の者たちが一丸となって当該生徒を支援しようという態度であることが必須であろう。

とはいえ、妊娠したことに気付いていたが誰にも相談できない生徒や支えてくれる人が周囲にいない生徒の存在が語られていた。ここで、公的支援を考えてみる。上野らの調査¹¹⁾によると、2007年、子育て中の女子生徒が在籍する通信制高校は97%であったが、託児室を併設しているのは14校と少なかった。その特性から子育てをしながら学業に励む生徒が少なくない通信制高校においてさえ、支援体制が不十分であることが示唆されたといえる。大川¹²⁾は、アメリカやイギリスでは10代女性の出産後の公的支援が整えられているのに対し、日本では「健やか親子21計画」の中で、妊娠・出産により学業が妨げられることのないよう取り組みを推進することが示されているものの、具体的な公的支援はほとんどなく、家族によるインフォーマルサポートがその役割を全面的に担っている状況を指摘している。文部科学省の通知⁹⁾の中では「妊娠を理由として退学をせざるを得ないような場合であっても、再び高等学校等で学ぶことを希望する者に対しては、高等学校等就学支援金等による支援の対象となり得ることや、就労を希望する者や将来の求職活動が見込まれる者等に対しては、ハローワーク及び地域若者サポートステーション等の就労支援機関があることについて必要な情報提供等を行うこと(抜粋)」と示されているように、その後の生活を自立して送ることができるためのキャリア支援等も不可欠である。支援モデルを提供する等、国や自治体レベルでのより具体的な支援枠組みと支援策を整えることが望まれる。

【月経】【妊娠・出産】に共通して認識された課題として、妊娠の気付きの遅れが挙げられた。妊娠が成立すると無月経となるが、普段から月経不順な女性は妊

娠したとしても月経不順による無月経と思ひ込み、妊娠に気付かない場合もある。また、妊娠後切迫流産になると外出血が起こり、月経と勘違いされやすい。豊嶋らの報告¹³⁾では、産婦人科初診時の15～19歳の妊娠事例において、妊娠11週までに受診したのは約半数(16例)であり、12～28週未満が11例(37%)、28週以降が3例(10%)、平均すると13.4週であった。妊娠12週0日以降は人工妊娠中絶を行ったとしても母体への身体的リスクが高まるだけでなく、行政手続きが必要となる。また妊娠22週0日以降では人工妊娠中絶の実施が法的に不可能である。できるだけ早く妊娠に気付くことで、今後の生活を考える時間を得ることができ、熟慮した上での自己決定が可能になる。これらのことから、本対象の養護教諭が月経の意味を指導していったように、月経周期、正常・異常月経、卵巣周期における月経の意味について、現象の理解だけでなく医学的根拠を含めて理解できるように指導すること、また妊娠のメカニズムや妊娠週数の概念についても必要がある場合は指導することがとても重要と考える。加えて言うならば、女性の卵巣の役割は妊娠だけではない。骨粗鬆症、高脂血症、高血圧等を防いでいる。予期せぬ妊娠の回避、自らが望む将来を送るためだけでなく、女性の健康全体の維持増進のために月経が大事なサインであることを男女ともに科学的に理解しておくことは、自らの身体を知る・守る、パートナーの身体を知る・守ることに繋がり、リプロダクティブヘルスの維持のために不可欠と考える。

本結果から、【性被害】は生徒たちの身近に潜んでおり、保健室に相談に来ないだけで、実際には被害に遭っている生徒は存在するとの課題認識が明らかとなった。性被害に遭ったとしても、声を上げることができない生徒が存在する可能性が示唆された。また本結果では、SNSで知り合った男性から性被害に遭った生徒への指導経験についても語られた。警察庁²⁾によると、2020年のSNSを介した児童性犯罪件数は前年より減少したものの、2015年と比較し1.8倍に増加しており、校種別では高校生が最も多い。インターネット利用はその利便性から多くの国民が利用しているが、高校生においては99.1%が利用し、うち91.9%がスマートフォンを利用している¹⁴⁾。しかし犯罪発生時のスマートフォンのフィルタリング実施率は14.5%と極めて低い。本対象者が、学校における性被害予防や対処法の指導をすべきなのだろうかと言ったように、学校全体での取り組みが必要不可欠であろう。2015年より学校改革として「チーム学校」が推進されている¹⁵⁾。地域や外部の専門家と連携しながら教育を行うことで質の高い教育を提供することが提唱されている。また、文部科学省より発行された「生

きる力を育む学校保健教育の手引き」¹⁶⁾の中で、指導方法の工夫として「各時間の目標を踏まえて、ゲストティーチャーとして外部の専門家を招く等、学校内外の専門性を有する人材を活用することも有効である(抜粋)」と記述されている。これらを踏まえると、例えば、警察庁と連携するなどして、生徒の利用頻度が高いSNSサイトを試用しながらのスマホリテラシー教育を行う等が考えられる。また、ワンストップ支援センター等の性被害の相談機関について周知することは勿論のこと、若年の被害者は、自分が被害にあったことを認識できない場合も多い¹⁷⁾。したがって、性被害を含めた暴力について、具体的な行動を例に挙げながら教育することも必要であろう。さらには、加害者に適用される各種法律や条例等について、インターネット上や学校、大学や専門学校、地域セミナー等での啓発を積極的に進めていくことも必要と考えられる。

本結果では、性被害に遭った生徒が緊急避妊薬の内服により妊娠を回避できたケースと回避できなかったケースがあった。回避できなかった詳しい状況は不明であるが、我が国では緊急避妊薬LNG(レボノルゲストレル)1.5mgを72時間以内に内服することが承認されている¹⁸⁾。どのようにしたら緊急避妊薬を処方してもらえるか、金額はいくらか等を含め、生殖可能年齢にある人々は皆、具体的な情報を持つことが望ましい。

近年、LGBTなどの【性別違和】を感じる人々の存在がクローズアップされるようになった。その影響からか、生徒のLGBTに関する相談が増えたと養護教諭は感じていた。中でも「自己否定から性の違和感を持ち相談してくる生徒が増えたように感じる」と述べていた。これは青年期を迎えた高校生が自我同一性(アイデンティティ)を獲得していく過程で生じる葛藤としての性の違和感である可能性もある。これに対して、本対象の養護教諭が述べていたように、判断を急ぐのではなく、生徒の訴えをじっくり傾聴し気持ちを受容することが重要ではないだろうか。学校教諭がLGBTに対する知識を身に着けるだけでなく、人間の性自認の幅広い可能性を理解した上で、相談しやすい環境を提供し、時間をかけて当該生徒を観察し関わっていくことが重要と考える。

2. 高校養護教諭の妊孕性教育の経験と可能性の認識

本結果から、妊孕性教育の経験として、『減量中の女子への指導』『月経不順の生徒への指導』『摂食障害の生徒への指導』『不特定多数との性的関係を持っている生徒への指導』の4つのカテゴリーが明らかになった。月経不順が続くと不妊に繋がる可能性がある

こと、ダイエットのリスクとして将来の妊娠に悪影響があること等指導されていた。また、「妊孕性教育は絶対大事、高校は産む教育をしていない」「妊孕性について知識として知らせておくのは必要だと思う」と述べられており、本対象の養護教諭は、妊孕性教育は必要であるとの認識を持っていることが明らかになった。

2018年に文部科学省から発行された高校保健副読本「健康な生活を送るために」¹⁹⁾において、男女の加齢により妊娠しにくくなること等の妊孕性の知識が掲載されている。さらに、平成21年告示高等学校指導要領解説保健体育編体育編²⁰⁾の(2)生涯を通じた健康「イ結婚生活と健康」に記載されている「なお、男女それぞれの生殖にかかわる機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする」という文章が、平成30年告知版高等学校学習指導要領保健体育編体育編²¹⁾では、「なお、妊娠のしやすさを含む男女それぞれの生殖に関わる機能については、必要に応じ関連付けて扱う程度とする」と変更され、新たに「妊娠のしやすさ」という文言が追加された。これは、指導制限を示唆するものであるが、必要と判断されれば保健体育科においても妊孕性に関する内容を扱うことが可能となったと解釈できる。同じく、「結婚生活について、心身の発達や健康の保持増進の観点から理解できるようにする。その際、受精、妊娠、出産とそれに伴う健康課題について理解できるようにするとともに、健康課題には年齢や生活習慣などが関わることについて理解できるようにする」という文章が追加された。年齢や生活習慣が影響する健康障害は様々あるが、不妊症もその一つである。今後学校において、妊孕性に関する教育・指導が求められているとの推察は否定できない。専門知識を有する養護教諭が中心となり、保健体育科教諭や担任と協働して妊孕性を取り入れた教育を考えていくことが期待される。

また本結果から、進学校の生徒において、妊孕性についてもっと早く知っておけばよかったと思う人が多いのではないかという意見や、自分のやりたいことと照らし合わせて人生設計を行うこと、その方法や知識を学ばせる必要性があり、将来の幸せな家族形成のためのライフプランを検討させる中で妊孕性の知識を教えることが必要であるとの意見があった。先行研究²²⁾²³⁾においても、男女共に妊孕性に関する知識が十分に身に付いているとは言えないことが明らかになっており、十分な生殖の知識を持たずにライフプランを考えている人が多い可能性が指摘されている。不妊治療経験者へのアンケート調査²⁴⁾によると、妊娠と年齢の関係や不妊に関する知識を10代のうちに習得しておきたかったという結果が得られている。また

内閣府の調査⁷⁾では、15～19歳1,236人のうち、63%が年齢と妊娠出産の関係を、72%が生活習慣と妊孕性の関係を、高校までに知っておいた方が良いと回答した。さらに15～24歳では、信頼できる情報源として医師や看護師に次いで学校の授業を挙げており、学校教諭からの妊孕性に関する知識提供を望んでいることが示唆されている。今後の人生において、希望するタイミングでの妊娠・出産が実現できるように、ライフプランを考える授業において妊孕性に言及することは避けられないだろう。

本研究の限界は次の通りである。本研究の対象者は、機縁法により依頼した3名であった。このことから、我が国における高等学校勤務の養護教諭が経験する性に関する指導の内容や認識する課題、妊孕性教育に関する経験や意識のうち、極一部分しか明らかにできていないと考えられる。今後は、より多くの高校養護教諭を対象にインタビュー調査を継続する必要がある。

結論

本研究では、高校養護教諭の性に関する指導経験と課題の認識、妊孕性教育の経験と可能性の認識について、質的記述的に明らかにした。前者では、【月経】【妊娠・出産】【性被害】【性別違和】【男子生徒の性に関する相談】の5つの大カテゴリーが抽出された。後者では、経験として『減量中の女子への指導』『月経不順の生徒への指導』『摂食障害の生徒への指導』『不特定多数との性的関係を持つ生徒への指導』の4つのカテゴリーが、可能性の認識として『将来の幸せな家族形成のためのライフデザインを検討させる中で妊孕性の知識を教える』『修学旅行前の月経指導のタイミングで妊孕性を取り入れる可能性がある』の2つのカテゴリーが抽出された。

高等学校における性に関する指導において、これらの結果を一資料として活かすことで、長期的視点から、若者のリプロダクティブヘルスの維持向上に少しでも寄与することができることを期待する。

謝辞

ご多忙な中、本研究のインタビューにご協力いただいた養護教諭の皆様に、心より感謝申し上げます。

本研究は、日本学術振興会科学研究費補助金（若手研究、18K17559）を受け実施した研究の一部である。

引用文献

- 1) 日本性教育協会：「若者の性」白書－第8回青少年の性行動全国調査報告。(2019)
- 2) 警察庁：令和2年における少年非行、児童虐待及び子供の性被害の状況について。(2021)
https://www.npa.go.jp/policy_area/no_cp/uploads/kodomonoseihigair3.pdf(アクセス日:2021年9月21日)
- 3) 厚生労働省：令和元年度衛生行政報告例の概況。(2020)
https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/eisei_houkoku/19/dl/gaikyo.pdf(アクセス日:2021年9月21日)
- 4) 厚生労働省：性感染症報告数(2004～2019)。(2020)
<https://www.mhlw.go.jp/topics/2005/04/tp0411-1.html>
- 5) 厚生労働省：平成30年(2018)人口動態統計(確定数)の概況。(2018)
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/kakutei18/index.html>(アクセス日:2021年9月21日)
- 6) 文部科学省：公立の高等学校(全日制及び定時制)における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握結果。(2018)
- 7) 内閣府：妊娠出産に関する意識調査。(2019)
https://www8.cao.go.jp/shoushi/shoushika/research/h30/zentai-pdf/pdf/pd_s3.pdf(アクセス日:2021年9月21日)
- 8) 橋本成修, 山城清二, 鶴丸征枝, 他：身体診察に対する女性患者の抵抗感についての意識調査。医学教育, 32(6), 409-414。(2001)
- 9) 文部科学省：公立の高等学校における妊娠を理由とした退学等に係る実態把握の結果等を踏まえた妊娠した生徒への対応等について(通知)。(2018)
- 10) 染谷泰代：若年出産と学業継続。教育福祉研究, 10(1), 91-100。(2004)
- 11) 上野昌之：通信制高校の託児室と学習権の保障：全通研加盟校へのアンケート調査を中心に。埼玉学園大学紀要人間学部篇, (7)。(2007)
- 12) 大川聡子：10代の出産をめぐる家族の調整立命館産業社会論集, 45(1), 207-228。(2009)
- 13) 豊嶋直美, 大島順恵, 佐藤宗保：当院における10代女性の受信状況, 妊娠および分娩について。松江市立病院医学雑誌, 8(1), 1-6。(2004)
- 14) 内閣府：令和元年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果(速報)。(2020)
https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/tyousa/r01/net-jittai/pdf/sokuhou.pdf(アクセス日:2021年9月23日)
- 15) 中央教育審議会：チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について(答申)。(2015)
https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2016/02/05/1365657_00.pdf(アクセス日:2021年9月26日)
- 16) 文部科学省：改訂生きる力を育む学校保健教育の手引き。(2021)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/20210310-mxt_kouhou02-1.pdf(アクセス日:2021年9月26日)
- 17) 内閣府：「若年層における性的な暴力に係る相談・支援の在り方に関する調査研究事業」報告書。(2018)
https://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/jakunen_chousa_report.pdf(アクセス日:2021年9月27日)
- 18) 日本産科婦人科学会：緊急避妊法の適正使用に関する指針(平成28年度改訂版)。(2016)
https://www.jsog.or.jp/activity/pdf/kinkyuhinin_shishin_H28.pdf(アクセス日:2021年9月22日)
- 19) 文部科学省：健康な生活を送るために(高校生用)。(2016)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm(アクセス日:2021年9月21日)
- 20) 文部科学省：高等学校学習指導要領(平成21年告示)解説保健体育編・体育編。(2009)
- 21) 文部科学省：高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説保健体育編・体育編。(2018)
- 22) 若杉聡美, 種部恭子：高校生における結婚・育児の希望および加齢と妊孕性に関する知識。富山県産科婦人科学会雑誌, 30, 12-16。(2014)
- 23) 楠木祥子, 秋月百合, 前田恵理：妊孕性・不妊に関する知識を高める授業プログラムの開発。熊本大学教育学部紀要, 68, 173-179。(2019)
- 24) 秋月百合：不妊治療経験者のリプロダクティブヘルス教育に関する経験と希望。熊本大学教育学部紀要, 66, 207-213。(2017)